

政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針

平成 28 年 5 月 17 日
(平成 29 年 12 月 11 日一部変更)

財務省理財局

1. 政府が出資している株式会社の位置付け

政府が出資している株式会社（以下「特殊会社等」という。）は、従前の公社及び公団等の組織形態を見直すこと、新たな政策課題に対応すること等のため、特別の法律に設立根拠等を有する会社であり、会社法上の株式会社の形態を採っている。したがって、その運営は基本的に会社法に従い、株主から経営を付託されて、経営の自主性、創造性及び効率性を発揮すること等が期待されている。

一方で、特殊会社等は、政策上の目的の達成に必要な役割を担っているため、政府は、当該特殊会社等の業務の適確な実施、経営の安定性の確保等の観点から、当該特殊会社等の株式を保有するとともに、各々の設立根拠法等においては、当該特殊会社等の主務大臣は、取締役等の選任及び解任、合併及び会社分割、剰余金の配当、定款の変更等の決議等への認可権限を有するほか、所要の監督規定が措置されている。なお、主務大臣の決議に係る認可事項の多くは、株主総会の決議事項となっている。

（注）主務大臣の認可権限の範囲は、特殊会社等により異なる。

2. 株主議決権行使等の方針

（1）株主議決権行使等に当たっての基本的な考え方

上記に掲げる特殊会社等の位置付けを踏まえ、特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等に当たっては、会社が政策上の目的の達成に必要な役割を担っていることから、主務官庁としての政策上の判断を踏まえて対応する必要がある。同時に、特殊会社等の株式が国民共有の貴重な国有財産であることから、企業価値及び株式価値の向上等の観点を考慮する必要がある。その上で、個別の具体的な議案等への対応については、当該特殊会社等の経営判断を基本的に尊重する。

なお、特殊会社等の適切な経営判断を担保する観点から、特殊会社等に対し、情報の開示及び説明責任を果たすことを求めていく。

（2）株主総会における個別の議案に係る方針

株主総会における個別の議案に係る株主議決権の行使に当たっては、（1）を踏まえ、①から⑤の通り、対応する。

① 取締役、監査役等の選任

取締役、監査役等の選任に関しては、職務への適性並びに人員数及び構成の妥当性等（社外取締役、監査役等の場合においては、会社からの独立性等を含む）を確認する。

② 役員報酬、退職慰労金

役員報酬、退職慰労金に関しては、支給基準のほか、会社の業績及び財務状況等を踏まえた支給水準の妥当性等（社外取締役、監査役に退職慰労金を支給する場合においては、支給の妥当性等を含む）を確認する。

③ 資本政策、組織再編

資本政策、組織再編に関しては、これらを実行する理由、事業及び財務戦略等のほか、企業価値及び株式価値への影響について、精査する。

④ 剰余金の配当

剰余金の配当に関しては、特殊会社等の業績及び財務状況、企業価値及び株式価値向上に向けた将来の事業計画、内部留保とのバランス等を精査の上、その合理性を判断する。

⑤ その他

①から④以外の議案に関しては、個別に対応する。

(3) 株主としての継続的な取組

株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。

① 特殊会社等の財務状況、事業戦略等を定期的に把握するとともに、特殊会社等が、政策的役割を果たしつつ、企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組に関する説明を求めるなど、特殊会社等と対話する。

② 特殊会社等のみならず、当該特殊会社等を取り巻く関係者との意見交換を通じて、その事業環境等についての深度ある理解等に努める。

③ 特殊会社等は株主たる政府から経営を付託されていることを踏まえ、情報の開示及び説明責任を果たすよう促していく。

④ 財務省における株主議決権行使の方針、本方針の対象としている特殊会社等、及び株主議決権行使の結果等については、財務省ホームページ等で公表する。

⑤ 本方針及び本方針に基づく株主としての活動については、必要に応じ、見直しを図る。